



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 2月12日水曜日 第1430号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（西海町）.....	121
字の区域の変更（ " ）.....	121
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	121
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	121
家畜人工授精師の免許証の交付.....	122
同意の成立（漁獲共済）.....	122
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	122
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	122
道路の供用開始（ " ）.....	123
道路の区域変更（一般国道378号）.....	123
道路の供用開始（ " ）.....	123
開発行為に関する工事の完了.....	123

公 告

領収証書及び納付（納入）受託証書の無効公告.....	124
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	124

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....	124
---	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	124
---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第268号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、西海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、西海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
西海町中泊766から769まで、770の1及び771の2の地先	2,373.76

○愛媛県告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
中泊	西海町中泊766から769まで、770の1及び771の2の地先公有水面埋立地	2,373.76

○愛媛県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（1）地区）の施行に平成15年1月30日同意した。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（2）地区）の施行に平成15年1月30日同意した。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩谷地区）の施行に平成15年1月30日同意した。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第273号

弓削町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上弓削地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上弓削地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年 2月13日から 3月12日まで
- 縦覧場所
弓削町役場

○愛媛県告示第 274 号

大三島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・スガタ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・スガタ地区）計画書の写し
- (2) 大三島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 2月13日から 3月12日まで
- 3 縦覧場所
大三島町役場

○愛媛県告示第 275 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 年 月 日	家 畜 の 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 生 年 月 日
第1771号	平成15年 2月12日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	東宇和郡城川町大字魚成4978	武 田 平 昭和43年12月16日

○愛媛県告示第 276 号

次の区域及び区分の特定第 2 号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第 158 号）第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
三瓶湾区域（三瓶湾漁業協同組合の地区）	総トン数40トン以上100トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第 277 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字土ノ峠コラゲタ348番 1	旧	メートル 3.8~12.0 8.3~37.5	キロメートル 0.186 0.178	
			新	8.3~37.5	0.178	

○愛媛県告示第 278 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町田部字ゲンジタキ1349番 4 から 同町田部字コチクモ1459番11まで	旧	メートル 5.5~36.8	キロメートル 0.395	
			新	12.8~38.0	0.380	

○愛媛県告示第 279 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町田部字ゲンジタキ1349番 4 から 同町田部字ハキヤマ1401番 2 まで	平成15年 2月12日
〃	〃	西宇和郡瀬戸町田部字トビワタリ1391番地先から 同字1389番 3 まで	〃

○愛媛県告示第 280 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西宇和郡三瓶町大字蔵貫浦字シンデン819番 1 地先か ら 同字815番地先まで	旧	メートル 5.9~11.2	キロメートル 0.111	
			新	11.2~27.8	0.109	

○愛媛県告示第 281 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西宇和郡三瓶町大字蔵貫浦字シンデン819番 1 地先から 同字815番地先まで	平成15年 2月12日

○愛媛県告示第 282 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西局建（開）第26号 平成15年 1月22日	西条市朔日市字徳助外新田799番 1、799番 2、801番 2、802番 2 及 び803番 2	大阪市北区堂山町 3 番 3 号 クラレ不動産株式会社 代表取締役 山 下 護
西局丹土（開）第28号 平成15年 1月24日	周桑郡丹原町大字北田野1034番 2	周桑郡丹原町大字北田野1634番地 2 兼 頭 省 二
西局建（開）第27号 平成15年 1月29日	西条市喜多川字中ノ梶436番 1 及び437番 1	西条市大町1707番地 大屋不動産株式会社 代表取締役 伊 藤 洋八郎

西局建（開）第28号 平成15年 1月30日	西条市樋之口字中八町300番 4、302番 2 及び306番12	西条市樋之口300番地 石 川 健 一
---------------------------	----------------------------------	------------------------

公 告

○公 告
領収証書及び納付（納入）受託証書の無効公告について
 地方税法（昭和25年法律第 226 号）に規定する徴収金に係

る次の領収証書及び納付（納入）受託証書は、平成15年 1月 18日以降無効とする。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

領収証書 No.004024からNo.004100まで

納付（納入）受託証書 No.180201からNo.180250まで

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 1月30日	特定非営利活動法人 サポートセンター虹	野 本 義 則	松山市権現町甲87番地 2	この法人は、知的障害のある人（以下、「障害者」という。）とその家族が中心となり、介助や支援を必要とする障害者及びその家族に対して、障害者の就労支援及び自立支援並びに障害者に係る財産管理等に関する事業を行ない、障害者が地域の中で将来的に安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 1 号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 2月12日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の(9)の表石井交番の項位置の欄を次のように改める。

松山市居相町

別表第 1 の(14)の表五反田駐在所の項所管区の欄中「徳雲坊」の下に「、大字元城団地」を加える。

別表第 1 の(17)の表下灘駐在所の項所管区の欄中「鼠鳴」を「鼠鳴」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

1月31日

愛媛県技術吏員 井 上 康 広
同 佐々木 幸 子

願により本職を免ずる（各通）

2月 1 日

松 岡 欣 也

愛媛県技術吏員に任命する
医療職（一）2 級を命ずる
県立伊予三島病院外科副医長を命ずる